

令和 8 年度  
岡山市移住促進に関する情報発信  
業務委託仕様書

令和 8 年 4 月  
岡山市おかやまぐらし推進室

## 第1章 総則

- 1 業務の目的
- 2 適用範囲
- 3 法令・条例等の適用
- 4 秘密の保持
- 5 再委託
- 6 損害の賠償
- 7 貸与資料
- 8 プロジェクト管理
- 9 提出書類等
- 10 品質管理・保証等
- 11 義務
- 12 提出物・成果品等
- 13 完了検査
- 14 知的財産権等
- 15 成果品の利用
- 16 成果品の契約不適合責任
- 17 業務期間
- 18 協議
- 19 その他

## 第2章 仕様概要

- 1 本業務の戦略とそれに基づいた実施計画
- 2 ウェブサイトの運用・更新
- 3 ウェブサイトの運用環境
- 4 各種メディアへの広告掲載
- 5 会議の実施
- 6 月次報告書
- 7 業務報告書
- 8 セキュリティチェック
- 9 その他

## 第1章 総則

### 1 業務の目的

東日本大震災以降、災害の少なさや温暖な気候、交通結節点としての利便性の高さなどから「岡山市=安全・安心で住みやすい都市」という全国的な認知度が高まった。その後、新型コロナウィルスの感染拡大により生じた地方移住への関心の高まりもあり、近年、岡山市への移住相談者数が大幅に増加している。

岡山市では、様々な移住に関連する相談にワンストップで対応するため、平成25年度から「移住定住支援室（現おかやまぐらし推進室）」を設置するとともに、平成26年度には岡山市への移住を促進する情報サイト「おかやませいかつ（<https://okayama-life.jp/>）」（以下「ウェブサイト」という。）を開設し、運用している。

本業務は本市の移住・定住に関連する情報発信事業を実施してきたウェブサイトの運営、コンテンツ等の更新、追加及びその他の業務を引き続き行うものである。

また、岡山市への移住に关心がある層には、岡山市に対して

- ①気候が温暖で、食べ物もおいしそうで過ごしやすそう
- ②災害（とくに地震）が少なく安全そう
- ③都会過ぎず、田舎過ぎない、ほどよい便利さ

といったイメージを持っている人の割合が多い。

そこで、子育て世代を中心に、上記①②③に関心がある層に岡山市の存在を知っていただき、ウェブサイトに誘導するプロモーションを行う。

上記を実施することにより、岡山市への移住を検討の選択肢に入れる人を増やすことにより、岡山市への移住を促進することを目的とする。

### 2 適用範囲

令和8年度岡山市移住促進に関する情報発信業務委託仕様書（以下「本仕様書」という。）は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。

また、本仕様書に明記されていない事項でも、必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

### 3 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる法令・条例等はこれを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）
- (3) その他の関係法令

### 4 秘密の保持

- (1) 受託者は、この契約に基づく委託業務の遂行に関し、知り得た秘密・個人情報を履行中はもちろんのこと履行期間終了後においても、これを他に漏えいし、または本業務以外の目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたっては、個人情報保護法及び岡山市情報セキュリティポリシ

一を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払わなければならない。

- (3) 受託者は受託情報を保護するため、岡山市と個人情報保護法に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務において岡山市情報セキュリティポリシーにおける機密性3の情報資産(※)を取り扱う全ての従事者（再委託先等も含む）の所属、氏名、作業内容、取り扱う情報資産を記載した書面（以下「従事者名簿」という。）で本市に報告すること。また、システム障害発生時その他の場合において当初報告していない者が業務に従事する必要を生じたとき、または報告した従事者が従事しなくなったときは、改めて報告をすること。

※「機密性3の情報資産」とは、個人情報保護法に規定する個人情報、法令または条例の定めにより守秘義務を課されている行政情報（前述の個人情報を除く）、法人その他の団体に関する行政情報で漏えいすることにより当該団体の利益を害するおそれのあるもの、漏えいした場合、行政に対する信頼を著しく失墜するおそれのある行政情報、情報システムに係るパスワード及びシステム設定情報のこと。

## 5 再委託

- (1) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を岡山市に提示しその承認を得ること。
- (2) 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

## 6 損害の賠償

本業務遂行中に、受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合または第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。ただし、岡山市にその責があるものは除く。

## 7 貸与資料

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、岡山市が提供することが可能な資料は、岡山市が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において、貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたときまたは本業務履行上不要になった場合は岡山市に返還しなければならない。また、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど岡山市の指示に従った処置を行うこと。

## 8 プロジェクト管理

受託者は、岡山市の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、また、本業務の目的や岡山市の要求するサービス水準を達成できるように、すべての工程におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握、岡山市が見落としがちな要件の指摘、品質レビューの実施、課題・問題点の早期発見と解決策の検討・実施、岡山市への迅速な状況報告等）を徹

底すること。

プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなどの課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含むリカバリプランを提示し、岡山市の承認を得た上で、これを実施すること。

## 9 提出書類等

- (1) 岡山市に提出するもののうち、書類については、すべて A4 版（やむを得ないものについては、一部 A3 版でも可とする）にて作成すること。
- (2) 岡山市の承諾を得た電子データについては、岡山市の情報セキュリティポリシーを遵守した上で、電子メール、大容量ファイル転送サービスなどをを利用して提出できるものとする。

## 10 品質管理・保証等

受託者は、本業務を遂行するにあたり、適切な品質管理の実施及び品質の保証を行うとともに、必要な企画立案能力、技術的能力の向上に努めなければならない。

## 11 報告義務

- (1) 本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、または報告を求めることができるようとする。なお、打ち合わせで決定し、または岡山市が指示した事項について、受託者は、定期的にその進捗を報告すること。
- (2) 本業務の実施中にトラブルが発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、直ちに岡山市に報告しなければならない。また、処置を行った場合は、処置後に報告書を提出すること。

## 12 提出物・成果品等

本業務にかかる提出物・成果品等は下表のとおりとする。期限までに岡山市に提出し、承認を得ること。なお、提出方法は、特に指定がない場合は、書面、電子データのいずれの方法でもよいものとする。

提出物・成果品等	提出方法等	期限等	備考
課税事業者届出書	書面	契約後速やかに	
委託業務着手届	書面	契約後速やかに	
工程表	書面	着手すべき時期まで	
実施計画書		契約後速やかに	
業務責任者届	書面	契約後速やかに	
再委託通知書	書面	本業務の一部を再委託する前	本業務の一部を再委託する場合に限る。
覚書	書面	契約時	
議事録	電子データ	会議後 1 週間以内	
月次報告書	電子データ	月次報告会の 3 開催日まで	

ペンディング管理台帳		会議後1週間以内もしくは更新後速やかに	
従事者名簿	書面	契約後速やかに	当初報告していない者が業務に従事する必要を生じたとき、または報告した従事者が従事しなくなったときも隨時
業務引継書	電子データ	令和9年3月31日	ウェブサイトを管理・運営するために必要となるシステム構成、仕様、運用マニュアル、コンテンツの管理表(コンテンツの概要、作業履歴及び著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の保持者等の内容などがわかる整理表)、本事業及び本業務の遂行上の留意点等など
ウェブサイトにて公開したデータ	電子データ	令和9年3月31日	htmlファイル、cssファイル、プログラム関連ファイル、本業務で作成または取得した画像等(公開されなかったものを含む)のデータ
委託業務完了通知書	書面	令和9年3月31日	第1四半期、第2四半期、第3四半期については、それぞれの期の末日以降の日に速やかに提出すること。
事業報告書	書面及び電子データ	令和9年3月31日	実施報告・評価・検証を盛り込んだもの

### 13 完了検査

受託者は、四半期ごとの作業工程を完了した時点で、岡山市の定める委託業務完了通知書(以下「完了通知書」という。)を提出し、岡山市の検査を受けるものとする。岡山市は完了通知書を受理した日から起算して10日以内に検査するものとする。

### 14 知的財産権等

- (1) 受託者は、委託の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。)を、当該著作物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、岡山市並びに岡山市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しない。
- (3) 本業務を実施するにあたり、第三者が権利を有する素材(タレント等の著名人、キャラクター、音楽等)を使用する場合には、受託者の負担により岡山市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- (5) 本委託業務において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

## 15 成果品の利用

- (1) 岡山市は、本業務で制作された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段・手法により公表（公開、配布、放送等）できるものとする。
- (2) 岡山市は、本業務で制作された成果品を、本業務の目的若しくは運営上の必要または本市の業務の必要により、内容を著しく損なわない範囲でその一部を削除、編集または表現方法等を変更するなど自由に編集・加工して使用、保存及び公表（公開、配布、放送等）することができるものとする。
- (3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、成果品に第三者が権利を保有する素材を使用した場合において、受託者と当該権利保有者との契約内容により、成果品を業務期間終了後も、期間・態様の制限なく利用することは難しいと岡山市が判断した場合は、双方協議の上、岡山市は、成果品の利用期間の限定、利用態様の限定を行うものとする。

## 16 成果品の契約不適合責任

- (1) 納品後に成果品に「契約不適合」が発見された場合は、岡山市の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行うこと。
- (2) 成果品の納品後1年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合は、委託者の指示に基づき受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良個所を修正すること。

## 17 業務期間

本業務の期間は、契約日から令和9年3月31日までとする。

## 18 協議

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について岡山市と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、岡山市と受託者で協議の上、岡山市の指示に従い、業務を遂行すること。
- (2) 岡山市において必要と認めた時は、作業の変更または中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は、両者の協議により定めるものとする。
- (3) 岡山市は、業務責任者及びその他の従事者（業務の一部を委任された者、業務の一部を下請けする者を含む。）について、業務の履行または管理に関して著しく不適当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができるものとする。

## 19 その他

- (1) 受託者は、岡山市が情報セキュリティに関する調査、監査等に対応する場合には可能な限り協力を行うこと。
- (2) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (3) 本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (4) 受託者は、緊急連絡先を岡山市に提供し、有事の際は 24 時間対応すること。

## 第2章 仕様概要

業務の目的を達成するため、下記の業務内容を実施するために必要な全ての業務を実施すること。主な業務の概要を、以下に示す。

### 1 本業務の戦略とそれに基づいた実施計画

本業務の目的を真に理解し、その目的達成に向けた最も効果的な戦略（SEO<sup>(\*1)</sup> や UI<sup>(\*2)</sup> の考え方を含む）と、それに基づいた具体的な実施計画、実施体制を作成し実施すること。

実施計画については、業務内容を有機的に連動させ、相乗効果を図り、一体化した情報発信となるよう計画を作成すること。なお、ウェブサイトの年間の目標ページビュー数は15万回以上とする。

\*1 SEO … Search Engine Optimization

\*2 UI … User Interface

### 2 ウェブサイトの運用・更新

#### (1) 運営・公開

①サイト名は、「おかやませいかつ」を引き続き使用すること。

②契約期間中におけるハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク回線等、ウェブサイトの公開に必要なすべての環境を受託者の責任において用意すること。また、レンタルサーバー及びドメインについては、現在のものを継続して使用できるよう契約更新に必要な手続き及び更新後の費用負担を受託者にて行うこと。なお、更新する契約期間は12か月とする。その他のバックアップやセキュリティ等のサービスも同様とする。

③ウェブサイトが利用する環境は、下表の環境以上とし、本業務における利用開始の月から1年間以上利用でき、次の年以降の継続利用が可能なものとすること。

④サブドメインを使用した、本番環境と同じテスト環境を管理すること。

項目	内容
利用サーバ	さくらのマネージドサーバ スモール
ディスク容量	500GB
メモリ	8GB
OS	FreeBSD
ファイアウォール設定	可
バックアップ	8世代
SSL	GlobalSign クイック認証(SHA-2)
ドメイン管理	さくらインターネット
セキュリティ対策	WAF 標準搭載 国外IPアドレスフィルタ
ミドルウェア	Apache2.4系 PHP8.3系 MySQL5.7系

	Per15.32系
CDN	300GB/月

【ウェブサイトの公開環境に関する現在の契約状況】

- サーバ契約期間：令和8年11月30日まで
- ドメイン契約期間（okayama-life.jp）：令和8年10月31日まで
- 認証証明書（暗号化通信）：令和9年2月20日まで

⑤新規に受託する場合、前年度受託者が作成した業務引継書を十分に確認のうえ業務を引き継ぐこと。

⑥次年度以降もウェブサイトを運用する場合に備え、次年度の受託者にスムーズな引き継ぎができるよう運営等を行うとともに、ウェブサイトを管理・運営するために必要となるシステム構成、仕様、運用マニュアル、コンテンツの管理表（コンテンツの概要、作業履歴及び著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の保持者等の内容などがわかる整理表）などのドキュメントを業務引継書として作成すること。また、本業務期間終了後も、岡山市がウェブサイトの運営業務を滞りなく行うことができるよう、隨時、本事業及び本業務の遂行上の留意点等も業務引継書にまとめておくこと。

(2) 更新

以下①～③の更新については、それぞれ別の作業とすること。

- ① 既存ページの更新や新規ページの作成にあたっては、容易に欲しい情報を取得できるよう、移住希望者の立場に立ってわかりやすい構成とすること。また、他の関連サイト等への単なるリンクではなく、サイトの中で移住希望者が欲する情報を十分に提供できる構成にすること。サイトの更新回数は最低10回を想定している。
- ② ウェブサイト内の「5分でわかる岡山の魅力」ページについて、別委託業者から提供されるページデータに基づき、改編を行うこと。
- ③ ウェブサイト内の各行政情報（制度・担当部署）を時点更新すること。更新にあたり、各担当部署との連絡、調整、更新内容の確認は受託者において行うこと。
- ④ プロモーション動画について、別委託業者から提供される動画データに基づき、ウェブサイトへの投稿および関連箇所の改編を行うこと。動画の本数は最低3本を想定している。
- ⑤ 移住者インタビューについて、別委託業者から提供されるデータに基づき、ウェブサイトへの投稿および関連箇所の改編を行うこと。動画の本数は最低3本、記事は最低1点を想定している。
- ⑥ 現在、受託者のみが更新可能となっている補助金詳細ページ（移住支援金、就職・転職サポート、賃貸住宅家賃サポート、中古住宅購入又はリフォームサポートページ）について、発注者においても適宜情報の更新作業が可能となるようCMS等の機能改修または権限設定の変更を行うこと。
- ⑦ CMS機能についても、不具合や市の要望に応じて調整・改修すること。最低10回の調整・改修を想定している。

⑧ 上記①から⑦までの作業に必要な担当部署及び業者の一覧は岡山市が提供する。

### 3 ウェブサイトの運用環境

#### (1) 信頼性

- ①定期的なメンテナンスなどの必要な作業時間を除き、原則として 24 時間 365 日利用可能であること。
- ②ウェブサイトの平均応答速度は 3 秒以内であること。
- ③停電時には、無停電電源装置が作動し、ハード、ソフト、データが破損しないこと。
- ④地震等の災害時、コンピュータ室が破壊されても、システムやデータを復旧できること。
- ⑤障害が発生した場合は、その障害の内容を確認後直ちに岡山市に報告するとともに、その発生を確認してから 48 時間以内に必要な対策を講じること。

#### (2) セキュリティ対策

- ①受託者は、ウェブサイトへのアクセス状況及び不正アクセスを監視する等により、サイバー攻撃、改ざん防止対策、セキュリティホール対策を適切に講じること。
- ②ウェブサイトの運用に際して使用するミドルウェアは、新しいバージョンがリリースされた場合は、運用上の支障がないことを確認のうえ、適用すること。運用上の支障が生じる場合は、岡山市に報告するとともに、その対応について協議すること。
- ③受託者は、コンピューターウィルス等、悪意のあるプログラムの侵入を防止するため、信頼性の高いウイルス対策ソフトを導入し、かつ、最新のバージョンのパターンファイルを適用する等により、適切にウェブサイトを運用すること。
- ④受託者が適切な対応を怠り、岡山市または第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。
- ⑤ウェブサイトのバックアップが適切になされていること。

#### (3) 保守性・拡張性

バージョン管理ツール「git」を使用し、ソースコードや構成管理をバージョン管理し、リリース管理を強化すること。

### 4 各種メディアへの広告掲載

- (1) ウェブサイト及び岡山市への移住関連サイトへのアクセスを誘導するための広告掲載を行うこと。岡山市が開催するイベント等の広告もを行うこと。なお、イベントの回数はオンライン 4 回、対面 1 回を想定している。
- (2) 本業務の費用のうち、広告料は、100 万円とする。  
なお、広告料は広告媒体への出稿費（純広告費）のみを指す。
- (3) 受託者は、効果的な広告の掲載計画を作成し、岡山市の承認を得た上で広告を掲載すること。
- (4) 広告の掲載に必要な素材（ディスプレイ広告用の画像など）を作成すること。
- (5) 岡山市と受託者との協議により必要と認めた広告については、適宜、広告の実績について中間報告を行うとともに、その後の広告の掲出方法等について協議を行うこと。
- (6) 広告の掲載期間が終了したら、当該広告の掲載を終えた月の月次報告書にてその広告の実績

を報告すること。

## 5 会議の実施

- (1) 契約締結後、速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認、協議等を行うために会議を開催するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、本業務を適正かつ円滑に実施するため会議を開催し、進捗報告を行うとともに、業務上の課題があれば、監督員と協議の上、課題の内容や対応方法の検討、確認を行うこととする。頻度については、月に1回とする。
- (3) 緊急を要する事項が発生した場合、岡山市または受託者が必要と判断した場合は、別途、会議を開催する。
- (4) 会議にあたっては、原則対面とする。ただし、岡山市が了承した場合はオンラインでの開催も可能とする。
- (5) 会議時間はできるだけ短時間とし、長くても1時間を超えない程度を目安とする。
- (6) 会議終了後、受託者は1週間以内に議事録及びペンドィングの管理台帳を作成し、岡山市の承認を得ること。

## 6 月次報告書

本業務における以下の項目について、その経過や実績を記載した事業報告を毎月の月次報告会開催の3開庁日前までに提出するものとする。

- (1) ウェブサイトの運用にかかる作業の経過
  - ①「5 会議の実施」の会議の日時
  - ②障害が発生した場合は、発生した日時、障害の内容、障害対応の経過記録
- (2) ウェブサイトのアクセス状況の推移
  - ①ウェブサイトのアクセス状況（ページビュー数、直帰率、滞在時間）
  - ②アクセスの構成（訪問者の状況（新規・再訪問）、デバイス、男女、年齢の割合）
  - ③地域ごとのアクセス状況
  - ④それぞれのページ（記事）ごとのアクセス状況（ページビュー数、直帰率、滞在時間）
- (3) 広告の掲載実績（掲載した広告の内容、インプレッション数、クリック数、クリック率、単価、広告費（月ごと））
- (4) 脆弱性の報告
  - ①脆弱性情報の発生源を基に、月間で収集した脆弱性情報の詳細を記載すること
  - ②脆弱性の影響を受けるシステムやその優先度、対応状況を一覧形式で整理すること
  - ③発見された脆弱性に対して実施した対応内容を記載すること
  - ④各脆弱性に対する対応の完了日と効果を報告し、対応が完了した項目と未対応の項目を明確に区別すること
  - ⑤対象期間内のアクセスログを適切に抽出し、月次報告書の提出と併せて解析前の生データを提出すること。
- (5) 各業務の進捗状況

## 7 業務報告書

本業務における以下の項目について、その経過や実績を記載した事業報告を令和9年3月31日までに提出すること。

(1) ウェブサイトの運用にかかる作業の経過

①「5 会議の実施」の会議の日時

②障害が発生した場合は、発生した日時、障害の内容、障害対応の経過記録

(2) ウェブサイトのアクセスの年間の推移状況

①ページビュー数、直帰率、滞在時間（それぞれ、ページ（記事）ごと、月ごと）

(3) 広告の掲載実績

①広告の内容、掲載期間、インプレッション数、クリック数、クリック率、単価、広告費（広告ごと）

(4) サイトのコンテンツの充実にあたって、岡山市及び受託者双方からの、ウェブサイトに対するフィードバックのまとめ

(5) ミドルウェアの将来の動向（サポート期限や、数年以内のアップデートの必要性など）のまとめ

## 8 セキュリティチェック

(1) 脆弱性対策として、Webコンテンツに対するセキュリティチェックを1回以上行うこと。

(2) 個人情報の漏洩リスクに関するセキュリティチェックも1回以上行うこと。

(3) サイト内の画像等の著作権についてのチェックも可能な範囲で行うこと。

## 9 その他

(1) 本事業の目的を達成するために、別途岡山市が指示する作業（最大10人日）を協議の上、実施すること。

(2) 委託料の支払いは、契約金額を等分して四半期ごとに支払うものとする。